

平成31年4月22日  
環境生活部環境保全課

## 産業廃棄物処理業者に係る不利益処分について

### 1 被処分者

- (1) 住 所 広島県豊田郡大崎上島町中野5929番地
- (2) 名 称 御前崎海運株式会社
- (3) 代 表 者 代表取締役 小池 裕治 (こいけ ゆうじ)
- (4) 許可の区分 産業廃棄物収集運搬業 (許可番号 00201149404)

### 2 不利益処分の内容

平成31年4月22日をもって上記1(4)の許可を取り消す。

### 3 処分年月日

平成31年4月22日

### 4 不利益処分の原因となる事実

上記1の被処分者が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に違反したことについて平成30年7月31日に罰金10万円の刑が確定したことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イの規定に該当するに至ったことは、法第14条の3の2第1項第4号の規定（取消事由）に該当するものである。